

新潟県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領

(目的)

第1条 沿岸漁業改善資金の円滑な運営を図るため、新潟県沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 この運営協議会は、次の者をもって構成する。

水産業普及指導員	4人
漁業協同組合連合会の関係者	1人
漁業協同組合の関係者	3人
信用漁業協同組合連合会の関係者	1人

2 前項の構成員は、農林水産部長が依頼する。

3 第1項の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 運営協議会に、会長及び副会長各1名を置き、構成員の互選により選任するものとする。

2 役員の実務は次のとおりとする。

(1) 会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。

3 役員の実務は2年とし、補欠の役員の実務は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 この運営協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議し、別紙様式により農林水産部長に意見を提出するものとする。

ただし、仮受希望者が融資機関による貸付けを希望する場合、必要な事項のみ協議し、意見を提出するものとする。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付申請についての貸付の適否及び貸付決定の参考となる事項

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定についての適否及び認定決定の参考となる事項

(3) その他、沿岸漁業改善資金制度の運営に関する事項

(会議)

第5条 運営協議会は、必要に応じ開催するものとし、会長が招集する。

2 会長及び副会長が未定である場合は、農林水産部長が招集する。

3 会長は、運営協議会の議長となる。

4 運営協議会は、必要に応じ、資金ごとの部会を設けることができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、県水産課において処理するものとする。

(この要領の実施に関し必要な事項)

第7条 この要領の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和54年10月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成3年9月5日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年3月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。